

平成 28 年 7 月 吉日

該当業者 御中

鹿児島県薩摩川内市原田町 2 番 46 号

社会福祉法人 ^{恩賜} 財団 済生会川内病院

施設用度課 課長代行 橋之口 秀憲
(公 印 省 略)

病院照明 LED 化対応工事(H28 年度)について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
早速ですが、当院としましては別紙仕様書の通り工事を計画しております。
つきましては、仕様書を作成しましたので、該当するものであれば下記の書類等を準備され期限までに提出して頂きますようお願い致します。

以上

記

- ・見積書 (税込み)
- ・応札仕様書

※上記書類は、 8 月 3 日 入札会場にて提出願います。
(応札書仕様書は受付時必ず提出願います。見積書は落札業者のみ提出)

問合せ先

〒895-0074 鹿児島県薩摩川内市原田町 2 番 46 号

社会福祉法人 ^{恩賜} 財団 済生会川内病院

Tel 0996-22-8961 Fax 0996-22-8941

担当者：施設用度課 川路 博久

仕 様 書

工事件名 : 病院照明 LED 化対応工事 (H28 年度)
工事概要 : 病院照明の LED 化
工事対象場所 : 薩摩川内市原田町 2 番 46 号 済生会川内病院 新館の指定場所

【 工事内容 】

- 1 交換場所・照明数量について
指定の場所 (別紙平面図面・照明器具数量表参照)
- 2 LED 交換について
 - (1) 既設蛍光灯の FLR40W(1 灯・2 灯・3 灯用)は LED ユニット (下記条件指定)へ交換する。
工法は既存器具の電源を LED に直結接続とし、安定器は器具に残置とする。
電源供給側のソケットは各部屋同方向に統一し、反射板へ表示 (LED 付属のシール可) を行う。
 - (2) その他既存蛍光灯は LED ユニットでの交換又は LED 器具本体への交換どちらでも構わない。但し、下記条件を含むものを選定することとする。
- 3 廃棄物について
撤去品又は LED 交換に伴って発生した廃棄物の処理・費用まで含むこととする。

【 条 件 】

- 1 LED 照明器具・LED ユニットについて
 - (1) FLR40W の器具は既存品を流用し、蛍光灯のみ LED ユニットと交換する。下記 LED ユニット (後継機がある場合はその後継機) を使用する。
メーカー : ENDO
型 番 : RAD-458NA
光 色 : 5000K (既設蛍光灯 “白色” と同等程度のもの)
※3 灯用器具は 2 灯のみ LED ユニットと交換する。
 - (2) その他の器具について
メーカー : 原則は、当院が現行使用し実績のあるパナソニックまたは遠藤照明とする。上記以外のメーカーの器具を選定希望する場合は、事前にメーカーの詳細が分かる資料と LED 照明器具の性能と意匠が分かる資料を提出し、施設用度課課長代行の承認を得るものとする。
型 番 : 問わないが、既存照明器具と著しく意匠が変わらないものとする。
- 2 その他
 - (1) 請負業者は、作業日を当院と打ち合わせ決定し、作業日の 2 週間前までに納入仕様書・工程表・作業時に使用する検査書 (照度測定値 (作業前後にポイント測定)、絶縁測定・電圧・電流等の測定値・状態等記入項目 (作業前後に各回路測定)、作業完了のチェックリスト等必須)・その他当院が必要とし要求する書類を提出すること。
 - (2) 指定された場所において作業・点検・確認・調整をおこない、協力業者にて実作業をおこなう場合でも、作業責任者は請負業者とし現場立ち会いをおこなうこと。
 - (3) 工事中は、患者・来院者・職員に対し安全確保を第一に作業を進めること。
通路の通行スペースなどは、随時十分に確保する。
 - (4) 工事後に当院立ち会いの元、(1) 項の検査書に基づき完了検査をおこなう。
 - (5) 作業完了検収は、(4) 項を完了し必要事項や取り扱いの説明をおこない、その後検収報告書・廃棄物マニフェスト・完成図書 (作業報告書・作業時検査書・作業写真・取扱説明書・図面データ等含む)・その他当院が必要とし要求する書類をファイリングし提出した後おこなう。なお、提出書類に不備がある場合これを却下する。

- (6) アフターメンテナンスや問い合わせ等が発生した時は、迅速に対応できること。
- (7) 工事完了後、原則1年間は無償保証期間とし、保証範囲は工事範囲全体とする。
保証期間中のトラブル対応は工賃・部品代、原則無償対応とする。また、製品についての保証期間は原則5年間は無償保証期間とする。
- (8) 過去3年以内に、当院に対して納品または作業の実績があること。
但し、実績がなくても施設用度課課長代行が承認した場合は可とする。
- (9) 見積金額(税抜き本体)は千円単位とし、合計金額は税込み金額にて提出すること。見積もり内訳として、設備費、材料費、労務費、諸経費がわかる内容とすること。
- (10) 工事の際に知り得た情報については、第三者に対し絶対に漏洩しないこと。
- (11) 本件支払いは、原則検収月末日締め翌月払いとする。
但し、請負金額や当院状況により支払い月の変更を申し出ることもあり得る。
- (12) 作業に関する法令(騒音・振動関連防止法、建築基準法、消防法、電気事業法、廃棄物処理法(リサイクル法含む)等)及び社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会遵守規程を遵守すること。
- (13) 本件は予定価格を設定した一般競争入札による最低価格方式とし、必要書類を提出する際は、封書に封印をして提出すること。(様式1・2参照)
- (14) 本件を請け負う場合、当院と工事前に工事請負契約書を締結する。
なお、契約条項の中に独立した条項として「乙は、本件契約の履行に当たっては、社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会法令順守規定を理解し、誠実に業務を遂行する。」を記載することとする。
- (15) 本仕様に関して疑義が生じた場合には、その都度当院と相互協議する。

以 上